

見解書 (NO.1)

開 発 事 業 者	城陽東部開発有限責任事業組合、伊藤忠商事株式会社
開 発 事 業 の 名 称	(仮称) 宇治田原 IC 物流拠点整備計画
開 発 事 業 区 域 の 場 所	城陽市奈島池ノ首 1 4 番 1、他 2 2 筆

意見書の内容	意見書に対する見解
<p>1. 貯水槽を設置し、青谷川への水量調整を行うとの事。 貯水槽の構造・容量の最終承認は、何所の誰が行われますか？</p> <p>2. 昨今、想定外の大雨が多発しており全国で被害が多発しているが、今後もより大きな異常気象の発生予測有りの為、青谷川の氾濫が懸念されます。今回現状の建築規格の何倍まで想定されてますか？</p> <p>3. 不幸にして、貯水槽のオーバーフロー・底面よりの漏水等により、青谷川氾濫すればどこの責任ですか？京都府？(河川の管理は京都府になっております。) 京都府は、現状定期的に浚渫工事していませんが・・・？</p> <p>今年 4 月には、当地区にて青谷川漏水が発生し、消防・警察・市の管理課に来て頂き、京都府に依頼し早く暫定対策はしましたが、恒久対策は未だです。時期の連絡もなし。素人目にも現状青谷川・長谷川については、危険な状態ですが、今回の説明会には京都府の担当者様の参加有りませんでしたね。管轄</p>	<p>開発事業者 → (事) 城陽市 → (市) (事)</p> <p>1. 「貯水槽」と書かれていますが、「調整池」を設置します。調整池の規模や構造は、京都府条例(災害からの安全な京都づくり条例)で義務付けられている「重要開発調整池に関する技術的基準」に基づき計画し、この技術的基準に適合しているかは京都府が審査されます。</p> <p>2. 「重要開発調整池に関する技術的基準」に基づき適正な規模で計画します。</p> <p>(市)</p> <p>3～5は青谷川や長谷川に係る御意見になりますので、河川管理者の京都府山城北土木事務所から以下の見解を頂いております。</p> <p>■浚渫について 浚渫については、河川の形状や土砂の堆積状況を考慮して実施箇所を選定しており、必ずしも定期的には行っておりません。 一方、全国的な被害状況として昨今の相次ぐ河川氾濫などを踏まえ、総務省により「緊急浚渫推進事業」が令和 2 年度からの 5 カ年計画で創設されたことを踏まえ、青谷川において事業採択されました。 この事業を活用し、本年 1 月には国道 24 号から最初の落差工までの間の浚渫を実施しており、3 月に</p>

外ですか？

4. 交通については、かなりの説明が有りましたが、今回の開発に伴う河川の改良等の説明は、一切なしでした。今後の城陽市の本件河川に対する見解は？城陽市は開発許可のみですか？青谷川・長谷川は、京都府任せですか？

5. 何を以って、今後河川は大丈夫なのか？根拠を示して頂きたい。
4月の漏水災害もあり、当自治会の一番の懸念事項です。

※ 物流拠点・インターチェンジ・他付帯設備をも含めた、河川の氾濫防止システムの構築をお願い致します。(日常チェックポイント・異常発見時のマニュアル作成等)

意見（要望）内容に依っては、回答が遅れると思いますが、節目節目の時期に都度書面にて回答頂けたら、幸いです。

全く返答無しでは、自治会長の役目柄、自治会会員に説明が出来ません。

以上

は青谷橋から市辺共同墓地までの間の浚渫を予定しています。引き続き、青谷未来橋より下流について5カ年計画で実施予定です。

■漏水対策について

青谷川につきましては、青谷希望橋下流付近より、川底が背後地の地盤高さよりも高い天井川となっています。また、飯盛山など城陽市中、市辺周辺の山からの地下水も青谷川へと集まり木津川に向けて流れています。奈島十六付近で確認された湧水は、この地下水の水位が上昇したことにより地表に現れたものと考えられます。

現在、地下水位の上昇に青谷川の河川水がどのように関係しているかについて観察を行っていますが、現在までのところでは、明確な関係性が確認できておりません。

引き続き、状況を観察するとともに、対策が必要と判断されれば対策を講じていきます。

■青谷川・長谷川における京都府の監視状況について

青谷川をはじめとする天井川につきましては、平成24年の京都府南部地域豪雨災害を契機に水位計と河川監視カメラを設置し、日常的に遠隔監視を行うのに加え、大雨警報等が発令された場合には、委託契約を行っている調査会社が、毎時現地確認を行い早期の異常検出に努めるとともに、城陽市をはじめとする沿川の市町村と防災情報を共有し、住民の皆様の生命を守る行動の支援に努めています。

見解書 (NO.2)

開 発 事 業 者	城陽東部開発有限責任事業組合、伊藤忠商事株式会社
開 発 事 業 の 名 称	(仮称) 宇治田原 IC 物流拠点整備計画
開 発 事 業 区 域 の 場 所	城陽市奈島池ノ首 1 4 番 1、他 2 2 筆

意見書の内容	意見書に対する見解
<p>物流センターができることで地域の交通渋滞がひどくなることが予想されます。 トラックの出入りの台数は何台ほどと考えていますか。</p>	<p>(事)</p> <p>地域の交通渋滞がひどくなることを御懸念されておられますが、まず、今回届出をしました(仮称)宇治田原 IC 物流拠点整備計画は、現在の交通網の状態で操業するわけではないことを御理解願います。</p> <p>令和 5 年度末には、新名神高速道路をはじめ、東部丘陵線を含む新たな 4 車線の東西幹線道路が整備されています。また、南北幹線道路になる国道 2 4 号城陽井手木津川バイパスも早期整備が進められているところです。</p> <p>今回計画している物流のトラックは、新名神高速道路や東部丘陵線といった新たに整備される幹線道路を主たるアクセス道路として利用するため、生活道路への影響は少ないものと考えています。</p> <p>尚、次回の基本計画における地元説明会において台数についての概数をお示しさせていただきます。</p>

見解書 (NO.3)

開 発 事 業 者	城陽東部開発有限責任事業組合、伊藤忠商事株式会社
開 発 事 業 の 名 称	(仮称) 宇治田原 IC 物流拠点整備計画
開 発 事 業 区 域 の 場 所	城陽市奈島池ノ首 1 4 番 1、他 2 2 筆

意見書の内容	意見書に対する見解
かつてない規模の交通渋滞が心配です。	<p>(事)</p> <p>地域の交通渋滞を御懸念されておられますが、まず、今回届出をしました(仮称)宇治田原 IC 物流拠点整備計画は、現在の交通網の状態では操業するわけではないことを御理解願います。</p> <p>令和 5 年度末には、新名神高速道路をはじめ、東部丘陵線を含む新たな 4 車線の東西幹線道路が整備されています。また、南北幹線道路になる国道 2 4 号城陽井手木津川バイパスも早期整備が進められているところです。</p> <p>今回計画している物流のトラックは、新名神高速道路や東部丘陵線といった新たに整備される幹線道路を主たるアクセス道路として利用するため、生活道路への影響は少ないものと考えています。</p> <p>なお、物流施設へ流入するトラックの台数等については、検証中であり、次回の開発基本計画における説明会において、およその台数等を御報告できるものと考えております。</p>

見解書 (NO.4)

開 発 事 業 者	城陽東部開発有限責任事業組合、伊藤忠商事株式会社
開 発 事 業 の 名 称	(仮称) 宇治田原 IC 物流拠点整備計画
開 発 事 業 区 域 の 場 所	城陽市奈島池ノ首 1 4 番 1、他 2 2 筆

意見書の内容	意見書に対する見解
<p>物流拠点とはどのようなものですか。</p> <p>ここから流れる車はどの方向に移動するのですか。</p> <p>国道 307 号の拡張はされるのですか。</p> <p>長池・青谷地域への車の渋滞はあるのですか。</p> <p>物流拠点ではどのような荷物を取り扱うのですか。</p>	<p>(事)</p> <p>物流事業者の倉庫兼配送拠点をイメージしております。</p> <p>地域の交通渋滞を御懸念されておられますが、まず、今回届出をしました(仮称)宇治田原 IC 物流拠点整備計画は、現在の交通網の状態で作業するわけではないことを御理解願います。</p> <p>令和 5 年度末には、新名神高速道路をはじめ、東部丘陵線を含む新たな 4 車線の東西幹線道路が整備されています。また、南北幹線道路になる国道 24 号城陽井手木津川バイパスも早期整備が進められているところです。国道 307 号については、現在、京都府において道路改良工事が行われています。</p> <p>今回計画している物流のトラックは、新名神高速道路や東部丘陵線といった新たに整備される幹線道路を主たるアクセス道路として利用するため、生活道路への影響は少ないものと考えています。</p> <p>尚、次回の基本計画における地元説明会において台数についての概数をお示しさせていただきます。</p> <p>また、物流施設には、倉庫兼配送拠点の利用者が決まっておりませんので、扱う荷物については未定です。</p>

見解書 (NO.5)

開 発 事 業 者	城陽東部開発有限責任事業組合、伊藤忠商事株式会社
開 発 事 業 の 名 称	(仮称) 宇治田原 IC 物流拠点整備計画
開 発 事 業 区 域 の 場 所	城陽市奈島池ノ首 1 4 番 1、他 2 2 筆

意見書の内容	意見書に対する見解
<p>新名神の開通、それに伴うアウトレットの建設等、加えて大物流センターの建設、今、城陽市は、大きく変わろうとしています。</p> <p>その開発が本当に市民の希望する事なのか、疑問に感じています。</p> <p>まず開発に伴い、交通量が増え、環境汚染が進行する事。</p> <p>現在年 2 回 NO₂測定を行っていますが、徐々に大気汚染が進行している中、更に交通量が増えれば大気汚染の進行は明らかで、住民への健康被害が危惧されます。</p> <p>又、青谷地域では特に、狭い生活道路の中で交通量が増える事は、すでに何件かの重大な交通事故が発生している中で、住民の生命が危険にさらされる心配があります。</p> <p>東部開発を推進するにあたって、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 住民の安全、健康第一で進めて頂きたい 2. 住民の意見を尊重して、充分納得のいく説明をして頂きたい 	<p>(事)</p> <p>周辺住民様の安全にも配慮し計画して参ります。</p>

見解書 (NO.6)

開 発 事 業 者	城陽東部開発有限責任事業組合、伊藤忠商事株式会社
開 発 事 業 の 名 称	(仮称) 宇治田原 IC 物流拠点整備計画
開 発 事 業 区 域 の 場 所	城陽市奈島池ノ首 1 4 番 1、他 2 2 筆

意見書の内容	意見書に対する見解
<p>各施設の開業道路整備により、開発後（山林）に土中に吸収される水が減り、又、施設関連から発生する（下水に吸収されない）水は、青谷川に流入します。現在の青谷川流域の川底、堤防の様子のままだと決壊します。</p> <p>調整池で洪水の減少が出来ても被災時は想定外の気候によるもの。法定の規格が通じ無い事例も有ります。</p> <p>青谷川流域の住民が安心出来るような策をお願いします。</p>	<p>(事)</p> <p>開発に当たり、京都府条例（災害からの安全な京都づくり条例）で義務付けられている「重要開発調整池に関する技術的基準」に基づく調整池を設置します。設置する調整池が、この技術的基準に適合していることは京都府に審査していただきます。</p> <p>(市)</p> <p>青谷川に係る御意見になりますので、河川管理者の京都府山城北土木事務所から以下の見解を頂いております。</p> <p>■青谷川の形状について</p> <p>青谷川につきましては、青谷希望橋下流付近より、川底が背後地の地盤高さよりも高い天井川となっています。また、城陽市側には国道 307 号が井手町側には井手町道が併走しており、堤防の天端幅は城陽市側では 20m 以上あります。通常の堤防は天端幅が 4 m ですので、青谷川の堤防は十分強化された構造と言えます。</p> <p>■河川整備の考え方</p> <p>青谷川をはじめとする木津川右岸の天井川につきましては、概ね 30 年に 1 回程度発生すると想定される洪水を安全に流下させることのできる断面が確保されています。</p> <p>河川において想定外の被害に対応するには、川幅や堤防をどこまで大きくするかに関わってくるため現実的ではありません。</p> <p>そのため、京都府では、水位計と河川監視カメラを</p>

設置し日常的に遠隔監視を行うのに加え、天井川においては大雨警報等が発令された場合に、委託契約を行っている調査会社が、毎時現地確認を行い早期の異常検出に努めるとともに、城陽市をはじめとする沿川の市町村と防災情報を共有し、住民の皆様の生命を守る行動の支援に努めています。

見解書 (NO.7)

開 発 事 業 者	城陽東部開発有限責任事業組合、伊藤忠商事株式会社
開 発 事 業 の 名 称	(仮称) 宇治田原 IC 物流拠点整備計画
開 発 事 業 区 域 の 場 所	城陽市奈島池ノ首 1 4 番 1、他 2 2 筆

意見書の内容	意見書に対する見解
<p>「京都府」関係</p> <p>① 本計画によると、国道 307 号線が現道より北側に新設し、現国道 307 号線の一部が廃道になり、なおかつ道路高さも上がると聞きました。この計画では、弊社土地の国道との接道が無くなり、今後弊社の開発事業計画を策定出来ない状況となる可能性が有るが南側土地への影響について今後の対応をお聞きしたい。</p> <p>「土地資産価値の低下や事業計画不可、土地売買への大きなダメージとなる事が想定できる。」</p> <p>② 国道位置変更に伴う関西電力柱移設には、弊社用地内に移設する協力はしているが国道開通後は関電柱を国道に戻すのか、解答をお願いしたい。</p> <p>③ 廃道計画について弊社には説明が無いが、新規国道開通後は弊社土地が高く、廃道部低く新道(国道)高くなり廃道部が谷の地形となります、ゆえに廃道部の道路排水計画をお聞きしたい。</p> <p>「城陽市」への意見</p> <p>本件計画地は市街化区域(第1種住居地域)であり、今後工業系用途地域になると聞きますが、用途地域が工業系用途となるのであれば、上水道は宇治田原町より供給され、汚水は合併浄化槽、排水形態は調整池、このような地域を第1種低層住居専用地域より、準工業地域又は工業地域に変更する事は都市計画として適合するのをお聞きしたい。</p>	<p>(市)</p> <p>国道 307 号改良事業に係る御意見でありますので、京都府山城北土木事務所(新名神整備促進課)にお問い合わせをお願いします。</p> <p>(市)</p> <p>当該地は、本市が策定する東部丘陵地整備計画に基づき、先行整備青谷地区を流通ゾーンにより土地利用を図るエリアとして、平成 28 年に市街化区域に編入しました。</p> <p>編入当時は、開発熟度が高まっていなかったことから、無秩序な開発を抑制するために、暫定的に第一種低層住居専用地域の用途を設定したところです。</p> <p>今後、開発熟度が上がった段階で、必要な手続きを経て適正な用途地域に変更を行うことは、都市計画上</p>

<p>「京都府、城陽市」への意見</p> <p>説明会にて意見が集中している青谷川の事に付いて弊社も一部（接点）として青谷川に接する部分があり、水路明示を申請し現況の確認作業を進めておりますが、現況水路幅は182cmであり、水量は湧き水が流れている程度の状況と認識しております。</p> <p>① 今後本計画事業による開発用地の雨水、新規国道の道路排水は青谷川に流す計画でしょうかまた、現況水路を改修せず施工されるのでしょうか。解答を頂きたい。</p> <p>② ネクスコ西日本所有地で、説明会資料土地利用構想図施設概要（予定）図の（敷地C）と宇治田原IC（仮称）との間は調整池用地とネクスコ西日本より聞きましたが、本件開発雨水等は流入されるか解答をお願いします。</p> <p>「開発者」関係</p> <p>1、インフラ整備計画を今後公表されるか、公表するならばタイミングをお聞きしたい。「（敷地B）、（敷地C）、（区画③敷地D）へのインフラ整備計画」</p> <p>2、開発用地、国道道路排水を青谷川に流入する為に水質観測は実施されるか解答をお願いします。</p> <p>3、土砂搬出方法については、城陽市外への搬出か城陽市内での処理のいずれか解答をお願いします。</p>	<p>特に問題はないと考えています。</p> <p>（市）</p> <p>① 事業者において、これから治水協議を行われると聞いており、詳細は改めて説明されるものと考えます。なお、市としまして、当該計画地付近の青谷川の改修計画は予定していません。</p> <p>（市）</p> <p>② 事業者において、これから治水協議を行われると聞いており、詳細は改めて説明されるものと考えます。</p> <p>（事）</p> <p>1 現在、検討中です。</p> <p>2 水質観測は実施しません。</p> <p>3 土砂の搬出方法については未定です。</p>
--	---

について教えてください。城陽市や京都府・国などからの要請があったのでしょうか。

④ 青谷川の源流域に当たる開発地域は、森林の涵養や保全が行われる区域ではないかと考えます。植林などの計画に変更されるように要望します。

⑤ 青谷川は下流部が天井川となっており、洪水に対しては非常に脆弱な河川です。上流部の開発に当たっては、天井川の切り下げなど、流域住民の安全・安心が確保されてから着手されることが合理的と考えます。河川改修が行われてから開発されることを望みます。

⑥ 青谷川の洪水被害、決壊・氾濫は左岸側についてもその恐れがあります。左岸側住民や井手町への説明会の開催や協議はされましたか。また、今回の開発に関係する宇治田原町及び町民の方への協議や説明会の開催はされましたか、お尋ねします。

ものであり、城陽市や京都府・国などから要請されて進出するものではありません。

(事)

④ 城陽市の東部丘陵地整備計画に沿って物流拠点を整備することで城陽市の発展に貢献できるものと考えています。開発地の計画立案につきましては、行政との協議や指導を受け、法令に則り必要な緑地を確保し、計画いたします。

(市)

⑤ 青谷川に係る御意見になりますので、河川管理者の京都府山城北土木事務所から以下の見解を頂いております。

■ 浚渫について

浚渫については、河川の形状や土砂の堆積状況を考慮して実施箇所を選定しており、必ずしも定期的には行っておりません。

一方、全国的な被害状況として昨今の相次ぐ河川氾濫などを踏まえ、総務省により「緊急浚渫推進事業」が令和2年度からの5カ年計画で創設されたことを踏まえ、青谷川において事業採択されました。

この事業を活用し、本年1月には国道24号から最初の落差工までの間の浚渫を実施しており、3月には青谷橋から市辺共同墓地までの間の浚渫を予定しています。引き続き、青谷未来橋より下流について5カ年計画で実施予定です。

(事)

⑥ 御質問の地域では説明会を実施しておりません。説明会の範囲を含めた方法については、東部丘陵地まちづくり条例をはじめ、行政の指導を受けて実施しております。宇治田原町とは開発に関連する協議を実施中です。

(市)

⑥ 今回の開発計画地が宇治田原町に跨ることから同

<p>⑦ 今回の開発区域の周辺には轡池断層や、青谷川に沿って青谷断層などの断層群があります。また、近くに黄檗断層などもあります。地震への対応はどのように考えていますか。</p> <p>⑧ 最近、城陽市内では日本書紀に記載されている「大溝」ではないかと注目を集めている遺跡が発掘されています。その他にも、新名神高速道路や国道拡幅に伴う発掘調査によって多くの遺跡・古墳が新たに発見されており、古代より多くの人々が住んでいた土地であることが益々明らかになってきています。開発に当たっては埋蔵文化財調査を先行して行うことが必要だと思います。</p> <p>⑨ 開発区域は野生動物の生息・移動の場所となっていると聞いています。「開発」にあたって生態系への配慮をされていますか。どのような対策を検討されているのかお尋ねします。また、このような配慮は新名神高速道路工事等においても必要と思いますので、ネクスコ西日本や国土交通省にもにお伝え下さい。</p> <p>⑩ 開発によって地下水流に変化がでると思われます。現在の地下水の流れについて把握されていますか。把握されていたらお教えてください。また、どのような変化が起こると予想されていますか。</p> <p>⑪ 新型コロナの流行はいまだに続いています。ワクチンの開発など対策はすすんでいます、今後の動</p>	<p>町と調整を行っているところです。</p> <p>(事)</p> <p>⑦ 開発地内の地質調査を実施し、行政の指導を受け安全を第一に計画して参ります。</p> <p>(事)</p> <p>⑧ 開発地の計画立案につきましては、行政との協議や指導を受け、法令に則り計画いたします。</p> <p>(市)</p> <p>⑧ 開発地は、埋蔵文化財指定地ではないため、埋蔵文化財調査の予定はありません。</p> <p>(事)</p> <p>⑨ 開発地の計画立案につきましては、行政との協議や指導を受け、法令に則り計画いたします。</p> <p>(事)</p> <p>⑩ 地下水の流れについては調査しておりません。開発地の計画立案につきましては、行政との協議や指導を受け、法令に則り計画いたします。</p> <p>(事)</p> <p>⑪ 地域住民の皆様や工事関係者の安全衛生を守るために、社会状況に応じ適切に対応いたします。</p>
--	---

向は予断を許しません。地域の医療体制の逼迫も言われていてます。工事にあって三密を防ぐなどの対応をされると思いますが、厳しい状況となった場合は工事を中断するなど適切な対応をして下さい。

見解書(NO.9)

開 発 事 業 者	城陽東部開発有限責任事業組合、伊藤忠商事株式会社
開 発 事 業 の 名 称	(仮称) 宇治田原 IC 物流拠点整備計画
開 発 事 業 区 域 の 場 所	城陽市奈島池ノ首 1 4 番 1、他 2 2 筆

意見書の内容	意見書に対する見解
<p>1. この構想は、基本的に賛成できない。</p> <p>東部丘陵地開発予定地は、1960年頃以前は山林、灌木の生育する里山、農地などとして地域住民の生活のために利用されてきた。1960年頃からは日本の近代化の進行に伴い、山砂採取事業が開始された。</p> <p>これに伴い、いわゆるダンプ公害の発生や不法採取や採取跡地への産業廃棄物などの不法投棄が発生し社会問題化した。近年は採取資源の枯渇もあり事業の終息に向かう状況にある。</p> <p>このようななかで、今後の土地の利活用の方向について、城陽市が検討機関を設置し検討の結果として、最終的に「城陽市東部丘陵地整備計画」(見直し版)(2016年5月31日)が設定されたものであり、今回の構想はこれを具体化する事業である。いうまでもなく、この土地の所有者は山砂利採取事業者であり、開発に伴う利益は業者に帰属することになる。本来は、山砂利採取事業者(元土地所有者)が自身の責任において、植林など治水対応や環境保全のうえから緑地や森林造成が望ましい方向であり、市民や近隣住民の不安を増大させる今回の開発構想は行うべきでないと考える。</p> <p>2. 雨水の流失は青谷川であり氾濫等の危険がある。</p> <p>① 青谷川の下流域は天井川であり基本的に危険な構造であり、老朽化も進行している。</p> <p>② 現況は部分的な破損、土砂の堆積、樹木の繁茂など管理がされず危険である。</p>	<p>(事)</p> <p>1. 当組合としては、今回の開発は、城陽市東部丘陵地整備計画にも沿い、市の発展にも繋がるものと考えております。御理解をお願いします。</p> <p>(市)</p> <p>1. 市としまして、山砂利採取が近畿圏の建設骨材への供給を担ってきた反面、市民生活に多大な影響を与えてきたことを踏まえまして、山砂利採取跡地のまちづくり計画となる東部丘陵地整備計画を策定し、新名神高速道路を活用し、当該地が新しい「まち」として生まれ変わる取組を進めています。</p> <p>東部丘陵地のまちづくりにより、雇用機会の拡大と交流人口の増加に繋がるまちづくりを進めていきたいと考えています。</p> <p>(事)</p> <p>2. 調整池の規模や構造は、京都府条例(災害からの安全な京都づくり条例)で義務付けられている「重要開発調整池に関する技術的基準」に基づき計画し、この技術的基準に適合しているかは京都府が審査されます。</p>

- ③ 開発地域内に調整池が設置されるようであるが、構造・規模など明示されていない。一定量の流量は調整可能であっても、近年の異常降雨などに対応できるか疑問である。
- ④ 今後の開発も予定されており、全体として許容流量を超えることが予想される。
- ⑤ 以上から青谷川や長谷川の改修を優先すべきである。

3. 交通渋滞が予測される。

- ① 新名神高速道路 IC 出・入口の混雑・渋滞の発生が予測される。
- ② 国道 307 号線の拡幅・改良、東部丘陵線の新設が予定されるが、一般車両や計画されているアウトレットへの出・入車両含め、周辺道路の混雑・渋滞は、他の事例をからも避けられない。
このようなことから、どのような対策がとられるのか明らかにすべきである。

(市)

2. 調整池は、敷地内に降った雨を下流河川の流下能力に応じて、水量を調整した上で、放流するものです。「重要開発調整池に関する技術的基準」では、調整池の放流量は、下流河川の流下能力に応じて計画され、その流域面積に対する開発面積の割合を乗じて算出することになります。従いまして、東部丘陵地の開発が進んでも、放流量が河川の許容量を超えることはないと考えています。

なお、京都府において長谷川及び青谷川に水位計や監視カメラが設置され、日常的に遠隔監視が行われており、府のホームページからも水位計測カメラの状況を確認出来ます。また、天井川対策として、護岸や落差工などの改修工事を実施されております。

長谷川の浚渫及び樹木伐採や除草については、京都府の令和 2 年度府民協働型インフラ保全事業に採択され、令和 3 年 1 月から 3 月にかけて浚渫工事などを予定されております。青谷川の浚渫などは、下流部から青谷未来橋までの間を順次 5 年計画で実施を計画されており、今年度は令和 3 年 1 月に下流部、3 月には青谷橋から上流の浚渫などを予定されております。

(事)

3. 今回計画している物流のトラックは、新名神高速道路や東部丘陵線といった新たに整備される幹線道路を主たるアクセス道路として利用するため、生活道路への影響は少ないものと考えています。

なお、アウトレットについては、事業者側が誘導員の配置など検討されていると市から伺っております。

<p>4. 城陽東部開発有限責任事業組合等について明らかにすべきである。</p> <p>① 開発事業者とされているが、この組合の法律として特徴、法人の概要・執行体制を明らかにすべきである。</p> <p>② 伊藤忠商事株式会社が参加しているが、組合との関係、役割など明らかにすべきである。</p>	<p>(事)</p> <p>4. ① 城陽東部開発有限責任事業組合は、有限責任事業組合契約に関する法律（平成 17 年法律第 40 号）に基づき、当地における開発事業の推進を目的に組成した組合であり登記もしています。組合員は、株式会社エスディックと大成開発株式会社の 2 社であり、出資割合（1：1）に応じて業務負担を請け負います。今回の開発事業を推進するにあたり、複数の企業が参画する共同企業体より更に責任の所在を明確にするため当組合の設立に至りました。</p> <p>(事)</p> <p>② 組合より物流施設開発実績を有する伊藤忠商事株式会社に参画要請し、契約に基づき組合に協力して本件開発事業を推進することとしております。尚、主に開発許可を頂いた後の本件開発事業推進におけるプロジェクトマネジメント業務を担うこととしております。</p>
--	--

見解書 (NO.10)

開 発 事 業 者	城陽東部開発有限責任事業組合、伊藤忠商事株式会社
開 発 事 業 の 名 称	(仮称) 宇治田原 IC 物流拠点整備計画
開 発 事 業 区 域 の 場 所	城陽市奈島池ノ首 1 4 番 1、他 2 2 筆

意見書の内容	意見書に対する見解
<p>物流センター建設について 質問・意見書</p> <p>物流センター建設に係わって、次の諸点について意見を述べるとともに質問します。</p> <p>1. 城陽は、木津川右岸の洪水常襲地です。そこに東部丘陵地から流れてくる今池川—古川、長谷川、青谷川は、非常に河川勾配が小さく、天井川にもなっており、「開発」された「東部丘陵地」から降水がどンドン流れ込むと、大変な事態になるのでは？と危惧しています。東部丘陵地の開発は、保安林・ため池の拡充などを工夫して、降水については、「現在よりも多い量は、下流に流さない」ということを原則にすべきだと思いますが、いかがですか。</p> <p>2. 「土砂流出防備保安林」の復元と指定解除の問題です。 東部丘陵地の各地で土砂採掘のために保安林が不法に伐採されてきましたが、いまは、「保安林の復元」のためにそこに土砂が積み上げられていっています。土砂流出防備保安林を復元するために、危険な土砂積み上げをすることは、矛盾しているのではないのでしょうか。土砂積み上げをしない解決方法を</p>	<p style="text-align: center;">(事)</p> <p>1. 開発に当たり、京都府条例（災害からの安全な京都づくり条例）で義務付けられている「重要開発調整池に関する技術的基準」に基づき、適正な規模の調整池を設置します。設置にあたっては、この技術的基準に適合しているか京都府に審査されます。</p> <p style="text-align: center;">(市)</p> <p>1. 調整池は、敷地内に降った雨を下流河川の流下能力に応じて、水量を調整した上で、放流するものです。「重要開発調整池に関する技術的基準」では、調整池の放流量は、下流河川の流下能力に応じて計画され、その流域面積に対する開発面積の割合を乗じて算出することになります。従いまして、東部丘陵地の開発が進んでも、放流量が河川の許容量を超えることはないと考えています。</p> <p style="text-align: center;">(市)</p> <p>2. 過去に違法開発された保安林は、京都府の指導に基づき復旧に取り組まれています。また、埋戻しにあたっては、城陽市東部丘陵地整備計画に基づき修復整備に取り組まれています。</p>

考えるべきだと思いますが、いかがですか。

3. 各河川の流下能力の問題です。この地域の河川は、とくに上流域で、まだ固結していない砂利・砂の地帯を流れているので、少々の雨ですぐに多量の土砂を運搬・排出して河道を塞いでできます。河川の流下能力について、このような河川の特性は、考慮して計算されていますか。それが示された計算内容を公開してください。

4. 京都府の「災害からの安全な京都づくり条例」と「城陽市東部丘陵地まちづくり条例」をもとに、東部丘陵地の開発が進められているのだと思いますが、「地球温暖化」のもとでの気候激変を考慮すると、単にその条例文をクリアしているだけでなく、今後の河川の危険性を考え、さらに防災のレベルアップを図っていく必要があるのではないかと考えますが、いかがですか。

5. 奈良盆地東縁断層帯が東部丘陵地の開発地帯の直下付近にまで伸びてきています。その断層が活動を起こしたときに、東部丘陵地の構造物にどのような影響を与えると想定されているのですか。それに対して、どのような対策を考えておられますか。

6. 東部丘陵地の埋立は、深いところでは200mにも達すると考えられ、深さは各地で異なり、軟弱度合も各地で異なっています。そのようなところに、「調整池」などさまざまな構造物を安全に建設できるか、十分な検討が必要だと思います。地震などで崩壊するような事態は絶対に避けなければなりま

(事)

3. 開発地内の調整池は、京都府条例（災害からの安全な京都づくり条例）で義務付けられている「重要開発調整池に関する技術的基準」に基づき計画し、下流河川の流下能力も考慮いたします。次回の開発基本計画における説明会において、調整池に関する説明をする予定です。

(事)

4. 開発地内の調整池は、「重要開発調整池に関する技術的基準」に基づき適正な規模で計画します。

(事)

5. 開発地内の地質調査を実施し、行政の指導を受け計画して参ります。

(事)

6. 開発地内の地質調査を実施し、行政の指導を受け安全を第一に計画して参ります。

なお、実施した調査結果等は企業情報であるため、公開する予定はありません。

せん。大型構造物の建設に際しては、地下のボーリング柱状図を必ず公開させ、安全を確認してから許可すべきと考えますがいかかですか。

7. 東部丘陵地の各「調整池」の管理責任は、どこになるのですか。城陽市が管理責任を持つような仕組みにすると、日常的な管理が大変であると共に、いざ、というときに市の財政が破綻するような大変な事態になる危険性はないでしょうか。現在の考えを示してください。

8. 様々な有害な産業廃棄物等が、とくに、この地域の埋立の初期を中心に、埋め立てられています。地下水汚染等、その影響をどう監視していくのか、また、危険性を除外していくのか。成り行き任せではなく、「開発」の機会に、行政として、しっかり、調査ビジョンを持って調査を行うと共に、必要なところに観測用の井戸を掘る等の必要があると思います。この点について、どう考えているか、また、観測調査用井戸の建設計画を示してください。

(以上)

(事)

7. 治水協議はこれから行います。

(市)

7. 東部丘陵地のそれぞれの開発にあたって設置される調整池の管理について、現時点、誰が管理するか決まっていますが、調整池は適切に維持管理されるべきものと考えます。

(市)

8. 山砂利採取地の修復整備にあたっては、(一財)城陽山砂利採取地整備公社が、安心安全な埋戻し事業を行っており、事前分析検査や長池、青谷の2地区に計量所を設置し、産業廃棄物が混入していないか集中監視を継続しています。

地下水の安全性については、令和2年の地下水モニタリング調査では、調査した全ての井戸において、地下水の環境基準項目を超過する項目は1つも検出されていません。

従いまして、市として、新たに観測調査井戸の建設計画を策定する予定はありません。

見解書 (NO.11)

開 発 事 業 者	城陽東部開発有限責任事業組合、伊藤忠商事株式会社
開 発 事 業 の 名 称	(仮称) 宇治田原 IC 物流拠点整備計画
開 発 事 業 区 域 の 場 所	城陽市奈島池ノ首 1 4 番 1、他 2 2 筆

意見書の内容	意見書に対する見解
<p>① 国交省の計画「トラック隊列走行」オカシイ いくら有人と無人運転併用するとはいえ(そのさき新聞にもイメージあり) 鉄道貨物輸送は(トラック輸送とは)比較にならないほど1名の運転士で輸送できる量が違いますね… 主に(深夜～早朝)JR在来線主要幹線には数多くの長大編成貨物列車が走っています。(新幹線16両400mを凌ぐ場合もあり)輸送効率・コスト・環境負荷などトラック対鉄道との比較示してほしいですね。(国交省への要求)</p>	<p>(市) ①貴重なご意見ありがとうございます。</p>
<p>② E1A 新東名神を6車線化して両端各1車線をトラック専用に一応一般その他クルマと分離するといえ本当に安全円滑な交通が確保されるのか大いに疑問ですね。また工事災害事故などで一部車線規制された場合はどうするのか… 緊急車両通行とどう両立するのか等々一体どこまで臨機応変柔軟な対応ができるのか!?計画イメージだけでは「絵に描いた餅」と言わざるを得ません。</p>	<p>(市) ②貴重なご意見ありがとうございます。</p>
<p>③(城陽市域に限らず)中小河川の管理維持改修は計画的にしっかり取り組んでほしいですね。植物及び不法投棄の除去、特に後者は国民の経済活動により発生するモノなので社会が責任持ってなくせるようにしたいですね。</p>	<p>(市) ③貴重なご意見ありがとうございます。引き続き市管理河川の適切な維持管理に努めていきます。</p>

<p>中小河川はその特性上、大雨が降れば(恐ろしい程の勢いで)水位が急上昇して、止むとすぐに低下します。なので(市民の危機意識にも)かなり温度差があります。</p>	
--	--